

# 議案参考資料

[令和8年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係(担当)]

医療保険課 医療助成係

## 議案名

議案第42号 桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

群馬県外の医療機関等における福祉医療費に係る支給について、現物給付を行うことができるよう、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

### 1 県外医療機関における福祉医療費に係る支給方法の変更

群馬県外に所在する医療機関等における福祉医療費に係る支給については、現在、償還払いのみによる方法ですが、市長があらかじめ認める県外医療機関等について、現物給付を行うことができるよう、福祉医療費に係る支給方法を改めます。

「償還払い」とは、医療機関等の窓口で、一時的に自己負担分を支払い、後日、領収書を添え、桐生市に申請し、その自己負担分が返還される仕組みです。

「現物給付」とは、医療機関等の窓口で、健康保険証と受給者証を提示することにより、保険者と桐生市が医療費を医療機関等に直接支払うため、窓口での一時的な自己負担がなくなる仕組みです。

### 2 その他規定の整理

「福祉医療費受給者証」の名称を「福祉医療費受給資格者証」に改める等、規定の整理を行います。

(施行期日：令和8年10月1日)

## 背景・経過

規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)において、「地方公共団体の区域の内外を問わず、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるよう必要な取組を行う」と示されたことを受け、群馬県外に所在する一部の医療機関において窓口負担なく受診できる仕組みを構築するため、群馬県及び関係機関等が調整を行ってきました。

この度、令和8年10月1日からの県外医療機関における現物支給について、開始の見通しが立ったことから、県内の自治体が必要な改正を行うものです。